

# 紙おむつ給付事業のご案内

## 目的

埴町では、寝たきりの高齢者またそのご家族の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、紙おむつの購入に要した費用をひと月あたり6千円を上限に給付しています。

## 利用できる方

次のいずれにも該当する方がご利用いただけます。

1. 埴町に住所があり、概ね65歳以上でご自宅にお住まいの方。
2. 老衰、身体の障害、認知症等により紙おむつの使用を必要とする方。
3. 本人及び生計を1つにする家族の町民税の合計額が12万円を超えない方。

(埴町紙おむつ給付事業実施要綱第2条)

※4月から6月に申し込まれた方は前年度分の町民税が対象

※7月から3月に申し込まれた方は当該年度分の町民税が対象

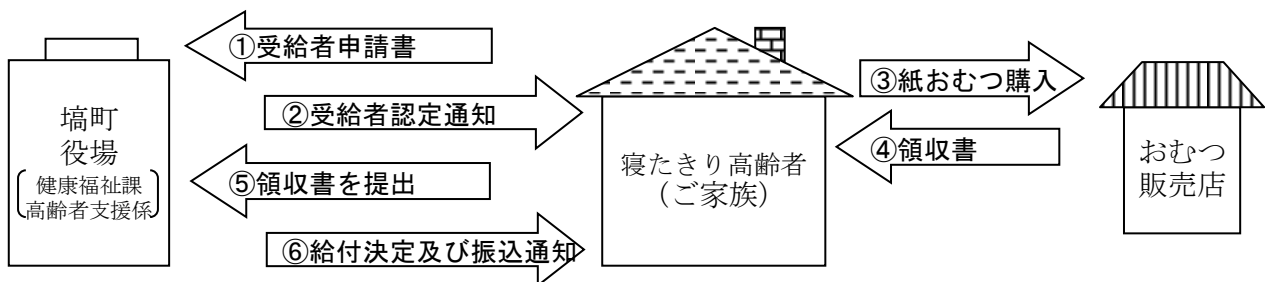
## 給付の対象

対象となる物品は、「紙おむつ」、「リハビリパンツ」、「尿取りパッド」です。

「おしり拭き」や「からだ拭きタオル」は給付の対象となりませんのでご注意ください。

**※在宅の方を対象としていますので、入院中や施設に入所した時は該当しません。**

## 給付までの流れ



①「受給者申請書」を役場へ提出します。(受給者に該当するか調査し決定します。)

②調査し決定した内容を通知します。(認定通知または否認通知でお知らせします。)

③受給者として認定された場合は、

ア 申請した翌月のおむつ購入代から該当になります。

イ 給付金は受給者指定の口座へ振込みますので、「口座振込依頼書」を役場へ提出します。

④販売店でおむつを購入する場合は、

ア 町が作成する領収書の用紙を使用し、販売店から発行してもらいます。

イ 対象となる物品は上記のとおりです。対象物品以外はこの領収書には含めません。

ウ 領収書には受給者名を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

⑤領収書は、購入した月の翌月10日までに役場へ提出してください。

(10日が休日のときはその翌日までをお願いします。)

⑥給付額を決定し、金額と振込日をお知らせします。

・給付額の上限はひと月あたり6千円です。6千円未満の場合は実費額、6千円以上の場合は6千円が給付されます。

## \*毎年6月に受給者の見直しを行っています

※受給者に該当する要件に、町民税に関する要件があります。

町民税は所得に応じて毎年変わることから、税額が確定する毎年6月に調査を実施し7月以降の受給対象者を決定しています。受給認定を受けていた方が、7月から1年間支給停止となる場合があります、またその逆の場合もでてきますことをご了承ください。

平成30年2月

— 埴町役場 健康福祉課 高齢者支援係 (電話0247-43-2227) —